



軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の所有者に対して課税される税金です。

普通車などの自動車税（県税）とは異なり、月割課税制度がありませんので、4月2日以降に廃車手続きや他の人への譲渡をしても、その年度の税金は全額納めていただくこととなります。また、小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどは、公道走行をせず工場内など構内のみでの使用であっても軽自動車税の課税対象となり登録が必要です。同様に、トラクターなどの農耕作業用自動車についても、乗用装置があるものは課税対象となり登録が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。

車種	手続き場所		
原動機付自転車	役場税務課 ☎64-7703		
総排気量が50cc以下			
総排気量が50cc超90cc以下			
総排気量が90cc超125cc以下 ミニカー			
小型特殊自動車	群馬県自動車整備振興会 前橋市上泉町397-1 ☎027-261-0274		
農耕作業用自動車(トラクターなど) その他(フォークリフトなど)			
軽自動車	二輪 125cc超250cc以下 側車付 50cc超250cc以下		
	二輪のボートトレーラーなど		
	三輪 660cc以下		
	四輪以上 660cc以下	軽自動車検査協会 群馬事務所 前橋市野中町322-1 ☎050-3816-3109	
	乗用	営業用 自家用	群馬運輸支局 前橋市上泉町399-1 ☎050-5540-2021
	貨物	営業用 自家用	
二輪の小型自動車250cc超			

●その他の事項

【個人売買（オークションなど）をした場合】

軽自動車検査協会や運輸支局などで名義変更した後、税申告書（控）を新・旧市町村にご自身で提出する必要があります。提出がない場合、税金の名義が変更できず、いつまでも旧所有者に納税通知書が届きますのでご注意ください。

【住所変更をした場合】

所有している軽自動車等の住所変更の手続きをする必要があります。県内転居の人は各手続き場所へお問い合わせください。県外転出の場合は、新住所地の各機関へお問い合わせください。

【亡くなった人名義の軽自動車等がある場合】

名義変更や廃車の手続きをする必要があります。各手続き場所へお問い合わせください。

国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

特定健診結果の提出のお願い

◆国民健康保険加入の40歳～74歳の人

町で実施した国保特定健診（集団健診及び個別健診、人間ドック助成も含む）を受診しなかった人で、勤務先の事業所等での健診を受けた人は、その健診結果の写しを住民課国民健康保険係あてにご提出ください。特定健診の指定項目を計測している場合は、特定健診を受診したものとみなすことができますので、ぜひ、ご協力をお願いいたします。

◆確定申告（医療費控除）の前に高額療養費の支給申請・見込額計算申請を忘れずに！

国民健康保険の「高額療養費」の支給申請手続きには、医療機関が発行した領収書の原本を確認（領収書は確認後にお返しします）させていただく必要があります。

平成30年11月、12月診療分に対する高額療養費支給申請案内ハガキの送付は、事務処理上、確定申告開始日以降（11月診療分は今月下旬、12月診療分は来月下旬）となります。

このため、12月までに入院したり、同じ月に1回の受診で2万1千円を超えるような診療が2回以上ある場合は、高額療養費の見込額を住民課（役場1階②番窓口）で計算しますので、各月にかかった医療機関のすべての領収書（国民健康保険加入者全員分）と国民健康保険証をお持ちの上、ご来庁ください。

また、案内ハガキが届いていて、まだ支給申請をしていない場合は、必ず確定申告前に高額療養費の支給申請をしてください。（高額療養費支給申請案内ハガキは、該当する世帯のみに送られます）